

平成25年度
入札制度及び運用に関する意見書

平成26年5月26日
松阪市入札等監視委員会

1. はじめに

当監視委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく第三者機関として平成19年度に設置され、毎年前年度における入札や契約状況などの監視事項の取りまとめとして意見書による提言を行っており、今回が6回目の意見書となる。

平成25年度の国内の経済情勢は、景気の回復がうかがえる状況となり、建設業界においても需要が高まる反面、急激な需要の伸びに対応できず、労働者不足や資材高騰などが原因と考えられる公共工事の入札不調についての新聞報道等が行なわれた。今後も東日本大震災の復興事業や名古屋駅周辺の高層ビルの建設、また北陸新幹線整備事業、更には東京オリンピック招致に伴うインフラ整備などの大規模な建設需要が見込まれる中で、松阪市（以下「当市」という。）においても情勢を見据えた適正な契約の締結に努める必要がある。また、建設需要の急激な伸びは、地元企業においても少なからず影響を与えるものと考えられ、公共工事の入札及び契約においては、市場の情勢を十分に把握すると共に、より適正な入札及び契約行為の執行が期待される。

2. 入札等監視委員会の委員

[平成25年度入札等監視委員会委員]

氏 名	職 名 等	備 考
楠井 嘉行	弁 護 士	委員長
村田 裕	名城大学法科大学院教授	副委員長
坂本 聰子	司法・行政書士	
坂本 昇	税 理 士	

(敬称略)

3. 委員会の開催状況

	開 催 日	議 事 内 容
第1回	平成25年5月23日	平成24年度意見具申
第2回	平成25年8月 2日	第1四半期（4月～6月）契約分 ・抽出事案の審議・・・22件 ・随意契約意見聴取・・・ 7件

第3回	平成25年10月29日	第2四半期（7月～9月）契約分 ・抽出事案の審議・・・29件 ・随意契約意見聴取・・・10件
第4回	平成26年 1月21日	第3四半期（10月～12月）契約分 ・抽出事案の審議・・・71件 ・随意契約意見聴取・・・ 2件
第5回	平成26年 3月28日	第4四半期（平成26年1月～3月）契約分 ・抽出事案の審議・・・20件 ・随意契約意見聴取・・・28件

※各委員会の会議録は松阪市HP「入札の広場」において公開しています。

4. 抽出事案及び課題となる事案等について

平成25年度の当監視委員会で監視対象とした案件数は451件あり、その内、落札率の高かった案件や入札参加者数の少なかった案件など142件を抽出し、公正性、公平性、競争性また契約価格の妥当性等について慎重に審議を行い、課題等の整理を行った。

審議の結果については、それらの事象が発生した要因についても概ね整理されており、入札及び契約行為について、特に問題となる事象は見受けられなかった。しかし、過去の意見書においても指摘した予定価格算出のくじ引きの結果で予定価格が高く設定された場合に、高値の契約を余儀なくされる事象が平成25年度においても数件発生しており、この点については、引き続き早期の改善が求められる。

平成25年度下半期の入札参加者数が例年に比べ減少傾向にあったこと、また、それに伴い十数件の発注案件が入札不調となったことなどを考えると、全国的に見ても建設需要が高まる中での受注者側の受注調整や下請け業者や技術者不足等の影響、また消費税率改正による駆け込み需要の影響などに冒頭述べたように今後も継続し注視することが必要と考える。

また、随意契約に関しても契約金額が1千万円以上の47案件を対象に地方自治法及び同施行令の規定に基づく随意契約の妥当性等について審議を行った。随意契約に関しても、特に改善が必要と判断されるものは見受けられないが、継続して契約における法的整理並びに契約価格の妥当性の確保に努められたい。

〔1〕 抽出事案のうち注視する案件について

上記に記載のとおり、平成25年度においては、142件の抽出事案を慎重に審議

してきたが、そのうち下記の案件については、当監視委員会において様々な議論がなされたので特に意見を述べる。

(1) 第25-101号新中部台配水池改築工事

設計金額 : 682,490,550円(税込)

契約金額 : 661,500,000円(税込)

入札参加者数 : 8社

請負比率 : 96.90%

請負業者 : 丸亀・藤田特定建設工事共同企業体

当該工事は、上水道施設としてプレストレストコンクリート製の現場打ちの配水池を築造する工事であり、施工においては、工事の特殊性から技術的にも高い施工管理能力が要求されるものであり、PC構造の配水池の施工実績を入札参加資格要件に求め、また過去のPC構造の配水池工事と同様に通常の土木一式工事の発注における資格総合点数を1ランク上に設定した入札参加資格要件としていた。そのため、工事の品質確保と共に市内業者の受注にも配慮する必要から市内業者を構成員とする特定建設工事共同企業体での入札参加とする発注形態がとられている。

入札の結果については、請負比率96.9%と高い契約額となっており、かねてから課題となっていた最低制限価格の高止まりにより契約を締結した結果となった。入札制度の運用上やむを得ない契約となるが、最低制限価格の設定に関しては、再度早期の対応を望むところである。

(2) 松阪市公共下水道事業大口排水区大口ポンプ場増設工事

設計金額 : 396,468,000円(税込)

契約金額 : 336,087,360円(税込)

入札参加者数 : 9社

請負比率 : 84.77%

請負業者 : 株式会社 松本組

当該工事は、大口ポンプ場のポンプ増設に伴う沈砂池並びにポンプ場建屋の基礎部工事を行うものであり、工事内容は地盤改良による土留め壁工及び鋼矢板による土留め工事に合わせてポンプ場の沈砂池ピットとポンプ場建屋の基礎工事などのコンクリート工事が主となるものであり、発注においては土木一式工事の発注基準に基づく入札を行った。

9社の入札参加があり、請負比率も84.77%となっており、通常の土木一式工事と比較する上でも一定の競争性は確保されたと考えられる。しかし、当該工事の発注は、平成25年度下半期の発注となったことから入札参加者は過去の類似案件と比較すると参加者数が少ない結果となっている。(今回と同様の入札参加要件で入札を行った平成23年度の「ごみ処理基盤施設造成工事」には20社の入札参加があった。) また、国や県の工事発注の影響から技術者の配置等で受注を控える傾向もあったように推測される。

この結果を受けて、建設需要が高まる中で競争性を確保するためには、国や県と同様に監理技術者等の配置について緩和することも必要と考えられる。

(3) 松阪市立小野江小学校校舎増築工事（建築）

設計金額：198,450,000円（税込）

契約金額：166,117,350円（税込）

入札参加者数：3社

請負比率：83.71%

請負業者：株式会社 北村組

当該工事は、児童数の増加に伴う校舎増築工事であり、設計金額が1億円を超えたことから発注基準による入札参加資格者数の想定は、共同企業体の参加も含み10社程度を見込んでいたが、契約金額が2億円に満たない工事でもあり、ゼネコン等の共同企業体での参加がなく市内業者3社の入札となった。

建築一式工事における1億円を超える工事は、年間1、2件と極めて少ないこともあり市内業者の受注状況を考えてやむを得ないと考えられる。入札の結果については、請負比率83.71%と通常の請負比率と差がないことから入札参加者は少なかったが、競争性は一応確保されたと考える。

この案件においても、くじ引きの結果次第で予定価格の設定が低くなった場合の入札の不調や高く設定された場合の落札外処理などが発生することも想定されることから、このようなケースを想定した最低制限価格の設定についても検討が必要である。例えば、国や県等で実施される低入札調査基準価格制度である。単に最低制限価格により契約の可否を決定するのではなく、契約の履行に一定の担保を付して契約を締結する方法である。この方法によれば単にくじ引きの結果で契約の是非が判断されるのではなく、受注者側の履行体制等を確認しながら契約締結に臨むことから受注者側の努力にも一定の評価をしながら、より当市にとって有利な契約を締結することができると考える。但し、低入札調査基準価格制度の導入に際しては履行の確保の外、契約締結に相当な時間を要するなどのデメリット

ットもあり、慎重に検討されたい。

(4) 宮町ポンプ場改修（機械設備）工事

設計金額 : 104,462,400円(税込)

契約金額 : 61,740,000円(税込)

入札参加者数 : 3社

請負比率 : 59.10%

請負業者 : 株式会社 西原環境

当該工事は、昭和51年に建設された宮町ポンプ場の揚砂設備の老朽化に伴う改修工事であり、工事にあたっては機械設備等のプラントメーカーが施工業者となる。機械設備のプラントメーカーについては、上水道や下水道施設等の処理設備や排水機場等の雨水処理設備など多岐にわたる機械設備のメーカーが存在するため、今回の発注においては、雨水ポンプ場等における揚砂設備の施工実績を参加条件に掲げ、施工上の専門性に特化した発注を行い品質確保の担保としている。

また、今回の工事の発注においては、仕様書等で機器の性能や品質に関する基準となる事項が明記され、また受注者側の施工能力等においても受注実績や経営規模等により一定の品質が担保される場合において採用する希望価格方式で発注を行った。希望価格方式は、当市独自の発注方式であるが、過去の同種の契約案件において、専門性の高い特殊な工事について、入札参加者が少なくなる傾向があらかじめ想定された場合に採用し、最低制限価格を定めない方法による入札を行っている。

入札の結果としては、参加業者は3社で請負比率59.10%という結果となり、希望価格方式を採用したことにより価格上の競争性は期待以上に発揮され、その成果が認められる。しかし、単に低廉な価格での契約における品質確保については、監督業務や工事施工途中における製品検査や段階確認がより一層重要となることは言うまでもなく、工事の出来栄や品質管理については、工事の監督員並びに検査員のより質の高い業務の遂行が求められる。この点については、十分に問題意識を持って監督業務、検査業務等に努められたい。

[2] 入札不調と入札不調の削減について

平成25年度は、冒頭記載したように大規模なインフラ整備などの建設事業が増加する傾向にある中で、過去の建設需要の低迷期を脱し、急激に需要が伸びたことにより、技術者や労働者の不足、人件費や建設資材等の高騰など市場の変動が要因と考えられる入札不調が発生しており、県下においても大規模な建築工事

でその傾向が見られた。当市における入札不調案件とは若干、原因等に違いがあるようにも思えるが、当市においても平成25年度の下半期に入ってから入札不調が十数件発生している。これらの原因を整理するとその多くは、災害復旧工事などの小額な工事で現場条件が厳しく施工性が悪いことから採算が合わないものや、下請け業者の手配が難しく入札参加を控えたもの、また平成26年4月の消費税率の改正に伴う民間の建設工事の駆け込み需要によるものなど、年間を通じて、工事の繁忙期となる下半期の入札にその影響が出たものと推察される。

(1) 平成25年度入札不調案件

平成25年度の入札不調案件は、下記一覧表のとおりである。

番号	工 事 名	設計金額	不調原因	発注期
1	松川原橋橋梁修繕工事	8,712,900 円	②	第3四半期
2	行者橋橋梁修繕工事	6,984,600 円	②	第3四半期
3	三谷橋橋梁修繕工事	9,602,250 円	②	第3四半期
4	宮町ポンプ場改修（機械設備）工事（その2）	94,272,150 円	④	第3四半期
5	花岡地区市民センター下水道接続工事	714,000 円	⑤	第3四半期
6	ワークセンター松阪下水道接続工事	5,880,000 円	⑤	第3四半期
7	準用河川甚太川河川改良工事	1,111,950 円	①	第3四半期
8	松阪第1処理分区枝線管渠工事（その2）	1,069,950 円	⑤	第3四半期
9	井村町排水路維持工事	752,850 円	⑤	第3四半期
10	柚原町田（畦畔）災害復旧工事	1,807,050 円	①	第4四半期
11	普通河川吉谷川河川災害復旧工事	1,753,500 円	①	第4四半期
12	米ノ庄公民館バリアフリー改修工事	1,701,000 円	⑤	第4四半期
13	普通河川桂瀬川河川災害復旧工事	845,250 円	①	第4四半期
14	嬉野小原町水路災害復旧工事	644,700 円	①	第4四半期
15	準用河川甚太川改良工事（再）	1,111,950 円	③	第4四半期
16	松阪公園災害復旧工事	706,650 円	①	第4四半期
17	米ノ庄公民館バリアフリー改修工事（再）	1,701,000 円	③	第4四半期
18	導水路維持管理工事（その2）	1,378,000 円	⑤	第4四半期

（注1）表中の（再）は、再発注案件とする。（注2）表中の設計金額は税込額とする。

※ 不調原因の①～⑤は、下記の①～⑤を示す。

《推察される入札不調の原因》

- ① 小額な工事で現場条件等から採算が合わず参加者が無かったもの・・・6件
- ② 特殊工事の下請け業者の手配が難しく参加者が無かったもの・・・3件
- ③ 同日落札制限または手持ち制限による参加者が無かったもの・・・2件
- ④ 工場製作日数の不足により参加者が無かったもの・・・1件
- ⑤ 受注者側の受注過多による入札参加控えによるもの・・・6件

(2) 入札不調の解消に向けた提案

入札不調は、工事契約の遅れから円滑な工事の竣工に支障を及ぼし、市民の要望に応える上で住民サービスの低下を招くことは言うまでもなく、平成25年度の入札不調案件に着目し、入札不調の解消について見解を述べる。

平成25年度の入札不調案件の原因等を整理すると次のような傾向が見られる。

- i) 工事の発注が集中する下半期には、多くの業者において手持ち工事の件数が多くなり、工事の受注を調整する傾向があること。特に年度末が近づくにつれて、その傾向は顕著に現れる。
- ii) 小額な工事案件は、採算性が乏しいと判断されると入札参加を敬遠する傾向が見られることから現場の条件を適切に反映させた積算が望まれる。
- iii) 工事が集中すると下請けや資材等の手配に要する時間も想定以上に必要となり余裕をもった工期の設定が必要となる。特に今後より建設需要が高まるにつれて、その対応は不可欠となる。
- iv) 設計積算時に採用する労務単価や市場単価の適正な設定が仕様書の条件設定と共に重要になる。また、建設資材等の需要が高まるにつれて受注後の価格変動に対する受注者のリスク負担も大きくなることから受注後のリスク負担の軽減にも配慮が望まれる。

以上のような不調の要因の整理を踏まえて、下記に示す3つの視点でその対応について提言する。

① 年間を通じた工事発注の平準化

通常工事発注のサイクルとしては、新年度予算が成立した後に工事設計書の作成に着手し、工事の地元調整等を経た上で工事発注の手続、工事契約締結、工事の着工に至ることとなる。また、農業の収穫期や水産業の漁期、また気候条件などから工事の施工時期に制約を受けることもあり、従来からの工事発注のスケジュールを想定する上では、下半期における工事の集中は、回避し難い

ものとなっている。そのため、過去の意見書においても提言をした繰越明許費の活用による15ヶ月予算制度の検討を再度提案したい。

この制度は、年度切り替えの時期となる4月から6月ごろにかけての建設業者にとっては、受注の少ない閑散期に工事を施工させることにより、年度末の工事の集中を回避させ余裕をもった工期の中で、施工管理の充実を図り品質確保に努め、また年間を通じた発注の平準化を図ることにより安定した経営に配慮することを目的として提案するものである。地方自治法上の「会計年度独立の原則」の特例措置となる「繰越明許費」の柔軟な活用やあらかじめ「債務負担行為」の承認を得ておくなどの手法について検討されたい。

これらの手法は、法解釈上の整理が必要となるが、今後、建設工事の需要が拡大されることが想定される状況下においては、単年度事業等で年度内竣工の発注スケジュールを考えると年度末での工事の集中は避けることができず、工事受注のピーク時での発注に対処できないのが実情である。同時に繁忙期の工事となることから品質管理等も疎かになることが危惧される。そのため、単年度工事の早期発注と共に繰越明許費や債務負担行為の柔軟な活用を監視委員会として提言する。

② 受注拡大に向けた技術者の配置要件の緩和

建設需要が拡大する傾向の中で、過去の建設業界の低迷期における技術者や労働者の雇用状況から現状において技術者の不足も大きな課題となっている。そのため、国等の取り組みにおいても技術者の配置要件は緩和の方針がとられる傾向にある。当市の入札においても配置技術者の不足から参加を敬遠されたものもあると考えられる。このことが入札参加者の減少に影響が及ぶことを懸念し、技術者の配置についても国、県等の動向に注視しながら対応を検討されることが必要と考える。また、過去の建設需要の低迷期から業界そのものの脆弱化がうかがわれる状況の中で、技術者や労働者の育成や雇用にも配慮し、今後の建設需要に耐えうる業界の体制を確立することも必要と考える。

③ 工事の受注上のリスク負担の軽減

先に述べたように、建設需要が高まるにつれて、短期間で建設資材や労務単価等の価格の引き上げが生じることにより、新聞等で報道されている入札の不調、不落の案件については、市場価格の変動が大きく影響していると推測される。

そのため、発注者においては、設計に採用する価格の市場の動向を見極め、適

切な設計価格の算出に努めるとともに、契約後の受注者の建設資材等の調達時における価格変動のリスク対策として契約約款に規定されるスライド条項の適正な執行はやむを得ないものとする。同時に施工現場における積算上の条件設定についても発注者として適正に現場の条件を把握して積算に反映するよう努めることは言うまでもない。

また、今回の当市の入札不調の原因として推察されるものに、下請け業者の手配や資材の調達に要する日数が想定以上に要したことから設定した工期が不足する案件も見受けられたが、受注業者として契約不履行にも繋がりにくい、大きなリスクとなることから工事発注においては、工事の準備期間を適正に算定して、余裕をもった工期の設定が必要となる。

〔３〕平成２５年度の入札制度の改正について

平成２５年度の入札制度の改正は、かねてからの最低制限価格の設定上の課題となっている予定価格算定率のくじ引き次第で安価な応札者を無効とし、高値の応札者との契約締結を余儀なくされる契約案件の削減と入札不調案件の発生を削減し円滑な契約締結を図る目的で、平成２５年１０月１日以降の発注案件を対象に、当市の入札制度の固定化した運用となっていた予定価格算出率の９８．００～９９．９９％の２パーセントの変動幅を９９．００～９９．９９％の１パーセントの変動幅に改めることにより、入札における最低制限価格の推察を容易にして最低制限価格を下回り無効となる応札件数を少なくする方策として試行を行った。また、通常の入札においては１０社程度の参加が見込まれる土木一式工事、建築一式工事、水道本管工事を対象に入札参加業者数が５社未満となった場合においては、予定価格算出率を９９．００％に設定することにより、最低制限価格を下回った場合における入札不調の発生防止に努める方策を合わせて講じた。

これらの制度改正に伴う成果について、下記の（表－１）の建設工事の過去２カ年の入札状況及び（表－２）の入札参加者数が５社未満の入札状況を基に次のとおり意見を述べる。

- １）（表－１）において、平成２５年度においては平均入札参加者数が減少し、競争性が低下することによる落札率の上昇が危惧されるところであったが、平均落札率は、前年度の同時期と比較し１パーセント程度の上昇に止まり、制度改正に伴う予定価格の上昇を相殺すると概ね想定される範囲内での上昇率と判断することができ改正の成果は見受けられた。
- ２）（表－２）において、過去２カ年の下半期の５社未満の入札件数の見ると平成

25年度においては、土木一式工事、建築一式工事、水道本管工事の5社未満の入札が前年度と比較し約2倍に増加し、最低制限価格を下回る入札の無効処理や同日落札制限等により比例して入札不調案件の増加が見込まれたが、入札参加者が5社未満の予定価格算出率99.00%の固定処理により入札不調案件の発生防止に一定の効果が見受けられた。

上記のとおり今回の制度改正においては、一定の成果があったと理解するが、これにより従来からの課題となる事象の解決に至ったと判断できるものではなく、引き続き制度の検証と検討に努められたい。最低制限価格の設定については、国や県、また多くの自治体で採用されている「公契連モデル」や応札価格の平均額から定める「変動型」の試行や国や県で運用されている「低入札調査基準価格制度」などについても研究を行い、より適切な入札制度の改善に努められたい。

(表－1) 建設工事の過去2カ年の入札状況 (対象工事：全建設工事)

	発注工事の件数	平均入札参加者数	平均落札率 (設計価格比)	落札率90% 以上の件数
平成24年度 (上半期)	214件 (128件)	14.1社 (16.2社)	84.28% (84.58%)	5件 (5件)
平成24年度 (下半期)	163件 (113件)	9.0社 (9.7社)	84.69% (85.32%)	17件 (11件)
平成25年度 (上半期)	187件 (105件)	12.0社 (14.2社)	84.37% (84.35%)	10件 (3件)
平成25年度 (下半期)	182件 (125件)	7.8社 (8.8社)	85.77% (85.69%)	25件 (12件)

(注－1) 入札不調の件数を除く。

(注－2) 表中の()の数値は、全建設工事の内、土木一式工事、建築一式工事、水道本管工事を対象とした数値を示す。

(表－2) 入札参加者が5社未満の入札の発生状況

(対象工事：土木一式、建築一式、水道本管工事)

	対象工事の 発注件数	5社未満 入札件数	5社未満 発生率	平均落札率 (設計価格比)	入札不 調件数	不調発 生率
平成24年度 (上半期)	128件	8件	6.3%	84.62%	0件	—
平成24年度 (下半期)	113件	18件	15.9%	85.28%	7件	6.2%
平成25年度 (上半期)	105件	5件	4.8%	81.13%	0件	—
平成25年度 (下半期)	125件	39件	31.2%	87.33%	11件	8.8%

(注－1) 平均落札率は、5社未満の入札の平均落札率を示す。

(注－2) 入札不調件数は、各期間内の入札不調の発生件数を示し、発生率は対象工事(土木、建築、水道本管工事)の発注件数との比率を示す。

[4] 公募型プロポーザル及びコンペ方式による業者選定について

近年、全国的に見ても行政に対する住民ニーズの多様化に伴いインフラ整備やシステム構築また業務委託等において、民間の持つ技術力や施工上のノウハウを提案として受けて、住民ニーズに適合したより質の高い行政運営を目指す方策としてプロポーザルやコンペ方式を活用した業者選定がなされている。

当市においても平成25年度にこれらの手法を用いた業者選定が行われたことから、当監視委員会もその活用状況や成果に着目し、意見を述べる。

(1) 松阪市競輪包括業務委託に関するプロポーザル

契約金額 : (平成25年度) 189,000,000円(税込)

受託者 : 日本写真判定株式会社

当該業務は、競輪事業における様々な業務を包括して委託することにより、従来の行政主体の事業運営から民間企業の持つ経営上のノウハウを最大限引き出すことにより、競輪事業の再興を目指すものである。

業者の選定においては、公募により参加者を募りプロポーザルにより選定する方式がとられた。全国的に見ても競輪場の運営を包括して受託する業者は数社となり、通常の入札等において期待されるような参加業者数が確保されないことは想定されたが、発注に関する情報や業者選定に関する情報の公開、公開プレゼンテーションの開催など、業者選定の過程における公平性、透明性の確保がなされたものと評価する。

経営上の赤字補てんは受注者の責任とする仕様のため、受注者にとっては大きなリスク負担が強いられ、結果的に参加者が1社となったが、公募の条件では特に参加業者を制限するものでもなく、競輪事業の再興を目指す妥当な業者選定方法であったと考える。また、業者選定の妥当性を担保させるため、公開プレゼンテーションを開催し、市民に対し委託業務の業者の提案を公開したことは、業者選定についての当市の説明責任を果たされたと理解する。

先日、平成25年度下半期の実績が報道されたが、当初想定の赤字補てんの金額が大幅に減少する兆しにあるとのことであり、当監視委員会としても当該業務の今後の業務遂行に引き続き期待したい。

(2) 新健康センター建設に関する設計コンペ

契約金額 : 25,380,000円(税込)

受託者 : 株式会社 藤川原設計

新健康センターの建設においては、建築デザインを設計コンペにより決定する方法が用いられ、その成果については、全国各地の建築設計事務所から多数の提案が寄せられ、35者が応募した。1次審査で選考された6者での市民参加による公開プレゼンテーションを経て、2次審査が行われ、設計業者の決定がなされた。新たな健康センターを建設する上では、松阪市の風土や周辺環境に配慮し、市民の憩いの場となる健康センターを目指し、公募により設計事務所登録を有する業者の参加を求めた。今回のコンペについては、競争性及び公平性の確保はもとより、選考過程における情報の公開等によって、透明性も十分に確保されたと評価できる。

今後、実施設計業務に着手され、その後に建設工事を発注して竣工を目指すこととなるが、今後の監督業務及び建設工事が適正に行われることを期待したい。

(3) 観光交流拠点施設等整備事業に係る基本構想調査・基本計画策定業務委託に関するプロポーザル

契約金額：11,016,000円(税込)

受託者：株式会社トータルメディア

当該業務は、『城下町「松坂」』が持つ歴史的文化遺産をより有効に活用し、観光交流拠点施設を核とした、観光、教育、文化の様々な視点での基本構想調査・基本計画の策定を目指すものであり、業務の適正な履行を担保させる上からも業者側からの提案をあらかじめ評価する必要があると考え、公募によるプロポーザルで受託業者を選定した。

今回のプロポーザルは、参加条件として市の競争入札参加有資格者名簿への登録、同種業務の履行実績、施設建設に関する検討が必要となったことから1級建築事務所登録を条件に付しているが、業務の履行に一定の担保を確保する上では妥当な要件と考える。また、今回のプロポーザルにおいては、あらかじめ契約価格の上限額のみを示し、その範囲内で契約を締結する方式がとられている。仕様書において具体的に細部に亘った業務内容が定められているものではなく、より質の高い業務を期待する上からも業務に対する理解度と履行上の能力などを評価する方法がとられたものとする。また、契約価格の妥当性を担保させる上からも業者からの提案の優劣を公開プレゼンテーションで市民に公開したことは契約の透明性には十分に配慮した手法であったと考える。

当該プロポーザルは、一定の条件をクリアした5社の参加となり、公募により、広く参加を募った結果でもあり、競争性も確保された。

今後の市の観光行政の中枢を担う拠点づくりに繋がる業務でもあり、当監視委員会としても大いに期待したい。

[5] 随意契約について

かねてより、随意契約においては、契約の妥当性について議論をしているところではあるが、平成25年度に契約締結を行った随意契約案件のうち、特に議論のあった2件について、意見を述べる。

(1) 松阪市都市計画図等作成業務委託

契約金額 : 31,815,000円(税込)

受託者 : 株式会社 パスコ 三重支店

当該業務は、平成19年以来の地図情報を更新し松阪市都市計画図を作成する業務であり、同時に地図情報を管理するシステムの更改を行うものである。

現在、当市におけるデジタル化された都市計画図は、13部局29課において情報管理のツールとして活用されている。また、松阪市統合型GISシステムを活用し情報管理されている地図情報は、位置情報はもとより情報の公開等における市民サービスに繋がるシステム構築の基礎となっている。

今回の業務を含めてIT関連のシステム構築や継続した更新業務等においては、当初のシステム構築時に発生する著作権や特許権などの知的財産権が受託業者に属することから随意契約を余儀なくされるケースは少なくない。当該業務においても、現行のシステムを継続して使用する上でも知的財産権が生じることは例外ではない。また、当該業務の担当課が実施した地図情報システムの継続した運用に関する第三者機関での審査における評価結果からもその点を裏付ける結果となっている。

新たなシステム導入に際しては、将来発生するランニングコストの適正な把握も重要となることは言うまでもないが、当該システムの導入時に発生する著作権や特許権などの知的財産権の帰属についても契約締結の際に十分な検討が必要と考える。

(2) 曽原第二排水機場常時排水ポンプ改修工事

契約金額 : 15,120,000円(税込)

請負業者 : クボタ機工株式会社 中部営業所

当該工事は、排水機場のポンプ設備が機器の老朽化により故障し、分解修理

を行う工事であるが、ポンプ機器の修理においては、以前から機器を納入したメーカーとの随意契約が多く見受けられ、既設の機器の交換部品の調達についてはメーカー独自が持つノウハウが不可欠となる。また修理分解の時点で発生する想定外の交換部品等の調達を考えるとポンプ場機器やプラント設備の修理においては、設備納入メーカーとの随意契約がやむを得ないものとなる。仮に競争入札に付したとしてもこのような場合には、既存設備との接続を考えると納入業者の下請け作業が不可欠となり、競争性が確保されにくい状況にあることは十分理解できる。

今後、当市の施設全般について、その老朽化に伴い、このような修繕工事が多く発注されることが想定されることから設備更新等の際には、既存との接続部分は既存設備の納入メーカーとの随意契約とし、接続部を除いた更新部分で新たな業者の参入が可能となる工事範囲の精査を行いながら競争性が発揮される方法による入札の検討に努められたい。

5. 建設工事過去10年間の落札状況の推移

過去10年間の落札率、1件当たりの入札参加者数、発注工事件数、また工事の検査評定点を整理し、契約における競争性、工事品質に関してその推移について、当監視委員会から意見を述べる。

落札率においては、当市の入札制度は、工事においては予定価格の85%を最低制限価格として設定することから、一定の競争性が作用すれば85%付近での契約となり、10年の期間が経過してもその状況に変化はみられない。1件当たりの入札参加者数を見る上において、平成16年度は旧松阪市において指名競争入札から一般競争入札へ移行して2年目の年でもあり、各業者とも受注機会が拡大したことにより参加業者数が多かったが、その後10年の期間を経て、参加業者も徐々に減少し10社程度に落ち着く傾向にある。

工事の発注件数については、平成17年度の市町の合併をピークに建設工事の事業量とともに減少傾向にある。また、この間の工事の品質については、工事竣工検査時の検査評定点を見る上で一定の品質は確保されたと判断できる結果となっている。

今後、建設需要の高まる傾向の中で、工事の受注状況や工事の品質については、より注視が必要になることは言うまでもない。

落札状況の推移（平成１６年度～平成２５年度）

年 度	落札率（％）	１件当りの入札参加者数（社）	発注工事件数（件）	工事成績平均 評定（点）
平成１６年度	85.32％	22.6 社	358 件	75.3 点
平成１７年度	85.34％	17.4 社	478 件	75.4 点
平成１８年度	85.56％	14.7 社	461 件	77.1 点
平成１９年度	85.86％	13.6 社	455 件	76.4 点
平成２０年度	85.76％	11.9 社	411 件	76.5 点
平成２１年度	85.94％	12.2 社	473 件	76.4 点
平成２２年度	85.47％	13.4 社	401 件	76.7 点
平成２３年度	85.47％	14.1 社	438 件	77.8 点
平成２４年度	85.56％	11.9 社	377 件	79.5 点
平成２５年度	86.01％	9.9 社	369 件	79.2 点

６．むすびに

当市における入札制度改革は、旧松阪市における平成１４年度の指名競争入札から条件付き一般競争入札への移行に端を発し、社会情勢の変遷や地域経済の動向を見据えながら、契約の公平性、公正性、透明性、競争性の確保を基本原則とし、市民に対する説明責任に配慮しながら、より適正な契約業務の遂行に努められてきた。

建設需要が高まる兆しは見えるものの、依然不透明な経済情勢を払拭することができる状況には至っていないことから、より適正な入札及び契約業務の遂行が必要となり、その過程においては、継続して様々な課題を整理し、対処することが必要となることは言うまでもない。

本意見書は、より適正な入札及び契約業務の制度確立を目指す上での課題の提起と新たな業務の提案を行うものであり、十分検討して役立てられることを期待する。